

秋田市教育委員会  
平成30年12月定例会  
(案件・資料)

【資料目次】

付議案件

- 議案第28号 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件 … 1

協議事項

- (1) 平成30年度秋田市教育委員会学校訪問の総括について … 4  
(2) 平成31年度全国学力・学習状況調査への参加について … 6

教育長等の報告

- (2) 平成30年度「新成人のつどい」の警備について … 8

議案第28号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件

秋田市立小、中学校管理規則の一部を次のように改正する。

平成30年12月27日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「3月22日」を「3月23日」に改め、同項第4号中「7月24日」を「7月20日」に改め、同項第5号中「の翌日」を削り、同項第6号中「1月12日」を「1月10日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

市立小学校および中学校の休業日を改めるため、改正しようとするものである。

## 秋田市立小、中学校管理規則の一部改正

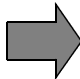
### 第1 改正理由

市立小学校および中学校の休業日を改めるため、改正しようとするものである。

### 第2 改正要旨

#### 1 第2条関係（休業日等）

休業日を次のとおり改めるもの

| 休業日               | 現 行                    |   | 改正後                    | 増減  |
|-------------------|------------------------|---|------------------------|-----|
| 春季休業日             | 3月 <u>22</u> 日～4月5日    |  | 3月 <u>23</u> 日～4月5日    | - 1 |
| 夏季休業日             | 7月 <u>24</u> 日～8月24日   |   | 7月 <u>20</u> 日～8月24日   | + 4 |
| 秋季休業日<br>(2019年度) | 10月12日～10月 <u>15</u> 日 |   | 10月12日～10月 <u>14</u> 日 | - 1 |
| 冬季休業日             | 12月26日～1月 <u>12</u> 日  |   | 12月26日～1月 <u>10</u> 日  | - 2 |

#### ※秋季休業日

10月の第2月曜日の直前の土曜日～同月の第2月曜日の翌日



10月の第2月曜日の直前の土曜日～同月の第2月曜日

#### 2 附則関係

施行は、平成31年4月1日からとするもの

秋田市立小、中学校管理規則新旧対照表

| 改正案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>第1条および第1条の2 (略)</p> <p>(休業日等)</p> <p>第2条 学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)および(2) (略)</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から4月5日までおよび<u>3月23日</u>から3月31日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月20日</u>から8月24日まで</p> <p>(5) 秋季休業日 10月の第2月曜日の直前の土曜日から同月の第2月曜日まで</p> <p>(6) 冬季休業日 12月26日から<u>1月10日</u>まで</p> <p>(7)および(8) (略)</p> <p>2および3 (略)</p> <p>以下 (略)</p> | <p>第1条および第1条の2 (略)</p> <p>(休業日等)</p> <p>第2条 学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)および(2) (略)</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から4月5日までおよび<u>3月22日</u>から3月31日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月24日</u>から8月24日まで</p> <p>(5) 秋季休業日 10月の第2月曜日の直前の土曜日から同月の第2月曜日<u>の翌日</u>まで</p> <p>(6) 冬季休業日 12月26日から<u>1月12日</u>まで</p> <p>(7)および(8) (略)</p> <p>2および3 (略)</p> <p>以下 (略)</p> |

平成30年度秋田市教育委員会学校訪問日程【実績報告】

| No. | 期日       | 班 | 訪問校 |                   | 教育委員              |           |    |           |    | 教育次長 | 教育次長 | 随行 |          |          |
|-----|----------|---|-----|-------------------|-------------------|-----------|----|-----------|----|------|------|----|----------|----------|
|     |          |   | 給食  | 午前<br>10:10~12:15 | 午後<br>13:30~15:35 | 教育長       | 委員 | 委員        | 委員 |      |      | 委員 | 学校教育課長   | 教職員室長    |
| 1   | 7/17(火)  | A | ○   | 桜小学校              | 桜中学校              |           |    | ○         |    | ○    |      |    | ○        |          |
|     |          | B | ○   | 岩見三内小・中学校         | 太平中学校             | ○         |    |           | ○  |      |      | ○  |          |          |
| 2   | 7/18(水)  | A | ○   | 下浜小学校             | 施設見学<br>(まんたらめ)   |           |    | ○         | ○  |      |      |    | ○        |          |
|     |          | B | ○   | 築山小学校             |                   | ○         | ○  |           |    | ○    |      | ○  |          |          |
| 3   | 8/30(木)  | A | ○   | 将軍野中学校            | 下北手中中学校           |           |    |           | ○  | ○    |      | ○  |          |          |
|     |          | B | ○   | 仁井田小学校            | 牛島小学校             | ○         | ○  | ○<br>午前のみ |    |      |      |    | 主席<br>主査 |          |
| 4   | 10/31(水) | A | ○   | 雄和小・中学校           | 明德小学校             | ○         |    | ○         |    | ○    |      |    | ○        |          |
|     |          | B |     |                   | 河辺小学校             |           | ○  |           | ○  |      | ○    |    |          | ○        |
| 5   | 11/7(水)  | A | ○   | 山王中学校             | 旭北小学校             | ○         | ○  |           |    | ○    |      |    | ○        |          |
|     |          | B | ○   | 飯島小学校             | 飯島南小学校            |           |    | ○         | ○  |      |      | ○  |          |          |
| 6   | 11/8(木)  | A | ○   | 土崎南小学校            | 秋田北中学校            |           | ○  |           |    | ○    |      |    |          | ○        |
|     |          | B | ○   | 保戸野小学校            | 御所野学院高等学校         | ○<br>午前のみ |    | ○         | ○  |      |      | ○  |          |          |
| 7   | 11/14(水) | A | ○   | 川尻小学校             |                   | ○         |    | ○         |    | ○    |      |    | ○        |          |
|     |          | B | ○   | 秋田東中学校            |                   |           |    |           | ○  | ○    |      |    |          | 主席<br>主査 |
| 8   | 11/15(木) | A | ○   | 外旭川小学校            | 上新城小学校            | ○         |    |           |    | ○    |      |    | ○        |          |
|     |          | B | ○   | 浜田小学校             | 勝平小学校             |           |    | ○         | ○  |      |      | ○  |          |          |
| 9   | 11/21(水) | A | ○   | 港北小学校             | 土崎中学校             |           | ○  |           |    | ○    |      | ○  |          |          |
|     |          | B | ○   | 御野場中学校            | 四ツ小屋小学校           | ○         |    |           | ○  |      |      |    |          | ○        |
| 10  | 11/28(水) | A | ○   | 勝平中学校             |                   |           | ○  |           |    | ○    | ○    |    |          | ○        |
|     |          | B | ○   | 中通小学校             |                   |           |    | ○         | ○  |      |      | ○  |          |          |

訪問校の「学校経営の重点」〔校長の経営説明から〕

【訪問校35校中】

| 項目 |                            | 学校数 |     |
|----|----------------------------|-----|-----|
| 1  | 確かな学力、学習習慣、基礎基本の定着         | 31校 | ↓ 2 |
| 2  | 地域・家庭との連携、開かれた学校づくり        | 23校 | ↑ 2 |
| 3  | 豊かな心の育成                    | 17校 | - 0 |
| 4  | 望ましい人間関係構築、学級づくり           | 12校 | ↓ 3 |
| 5  | 生徒指導の充実、規範意識の醸成            | 18校 | ↑ 6 |
| 6  | キャリア教育の充実、進路指導             | 19校 | ↑ 9 |
| 7  | 特別支援教育の推進                  | 6校  | - 0 |
| 8  | 小中連携(幼保・高大連携含)             | 10校 | ↑ 5 |
| 9  | 教職員の資質向上(参画意識、危機管理意識、相互連携) | 12校 | ↑ 8 |
| 10 | 学習環境の整備                    | 0校  | ↓ 1 |
| 11 | 基本的な生活習慣の確立、あいさつの励行等       | 5校  | ↑ 4 |

懇談における話題【総数184 1校平均約5】

| 項目 |  | 回数          |    |      |        |
|----|--|-------------|----|------|--------|
| 1  | 学習指導   | ①教科の指導方法    | 6  | ↓ 10 | 37 ↓ 4 |
|    |  | ②基本的学習習慣の定着 | 13 | ↑ 3  |        |
|    |  | ③表現力の育成     | 11 | ↑ 2  |        |
|    |  | ④学力向上の工夫    | 7  | ↑ 1  |        |
| 2  | いじめ・不登校、教育相談   | 13          |    | ↓ 3  |        |
| 3  | 食物アレルギー対応、食育推進   | 6           |    | ↓ 9  |        |
| 4  | 家庭・地域との連携  | 10          |    | ↓ 3  |        |
| 5  | キャリア教育推進 進路指導  | 13          |    | - 0  |        |
| 6  | 小中連携(幼保・高大連携含)   | 12          |    | ↑ 1  |        |
| 7  | 健康の保持増進・体力の向上  | 8           |    | ↓ 2  |        |
| 8  | 特別支援教育   | 17          |    | ↑ 9  |        |
| 9  | 道徳の教科化   | 6           |    | ↓ 1  |        |
| 10 | 特色ある教育活動・きらめきプラン   | 11          |    | ↑ 4  |        |
| 他  | ○教員の多忙化(8) ○部活動(7) ○ランドセル(学習用具)(5)<br>○外国語活動(英語の教科化)(4) ○児童生徒の安心・安全(4)<br>○生徒指導(4) ○校舎の管理・整備環境(4)<br>○挨拶の励行(3) ○学校規模、適正配置(3) ○コミュニティースクール(3)<br>○ICT機器の活用(3) |             |    |      |        |

## 平成31年度全国学力・学習状況調査への参加について

1 実施日 平成31年4月18日(木)

### 2 平成31年度調査の主な変更点について

#### (1) 問題の一体化と調査時間

昨年度まで国語と算数・数学は、主として知識に関するA問題と、主として活用に関するB問題を別々に実施してきたが、来年度からはこれを一体として出題することとなった。また調査時間については、次の通り変更となる。

##### ①小学校

国語A(20分)、国語B(40分) → 国語(45分)  
算数A(20分)、算数B(40分) → 算数(45分)

##### ②中学校

国語A(45分)、国語B(45分) → 国語(50分)  
数学A(45分)、数学B(45分) → 数学(50分)

#### (2) 中学校英語の追加

中学校において新たに英語を実施する(3年に1回)。

「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の調査時間は45分とし、「話すこと」の調査時間は5分程度とする。

「話すこと」の調査はコンピュータを使用して実施するが、コンピュータの設置状況によっては、実施の可否を設置者が判断できるものとする。

### 3 今後のスケジュール

12月 本市として来年度の調査に参加するかどうかを判断し、文部科学省に回答する。

1月 中学校英語「話すこと」の調査実施に向け、事前検証ツールを活用してコンピュータの動作確認を行う。

2月 調査マニュアルを受領し、各校に周知する。

3月 中学校英語「話すこと」調査プログラムをダウンロードする。

(参考) 英語調査「話すこと」

## H30中学校・英語（予備調査） 「話すこと」 スクリプト

大問1 問題は、①から③まであります。解答時間は、それぞれ10秒です。それでは、始めます。



①What time is it?



②How many children are there?



③What is this woman doing?

※ 平成30年5月予備調査対象校実施済み

「話すこと」の調査への解答の流れ

- 1 コンピュータから音声で設問が行われる。
- 2 定められた時間内に解答するようゲージが示される。
- 3 口頭で設問に解答する。(PCに音声データが記録される)
- 4 設定された時間で、次の問題に移る。



## 平成30年度「新成人のつどい」の警備について

秋田中央警察署と連携し、新成人などの参加者約3,000人の安全確保および「新成人のつどい」事業の円滑な遂行を確保するための警備体制を整える。

### 1 内容

- (1) 会場周辺道路の交通整理、交通指導および警備
- (2) 会場内・外の安全点検、確認、巡回および警備
- (3) 開場前における新成人への指導、声かけおよび警備

### 2 警備体制

- (1) 市配置職員104人  
うち1階メインアリーナ45人、2階観覧席16人（職員配置は別図のとおり）
- (2) 交通指導隊・駐車場整理員30人

### 3 妨害行為への対応

- (1) 妨害行為が発生した場合は、妨害者を職員が退場させ、警察へ引き渡し、一時保護を依頼する。
- (2) 発生時、職員だけでの対応が困難な場合は、警察に対応を依頼する。
- (3) 被害届提出について判断する。  
(式典終了後、市長、副市長、教育長、教育委員で協議する。)
- (4) 現地警察責任者へ被害届提出について連絡する。

※ 「新成人への案内状」や「広報あきた」等において、式典運営の妨げになる行為等を行った者に対し、法に基づき厳正に対処する旨を周知している。

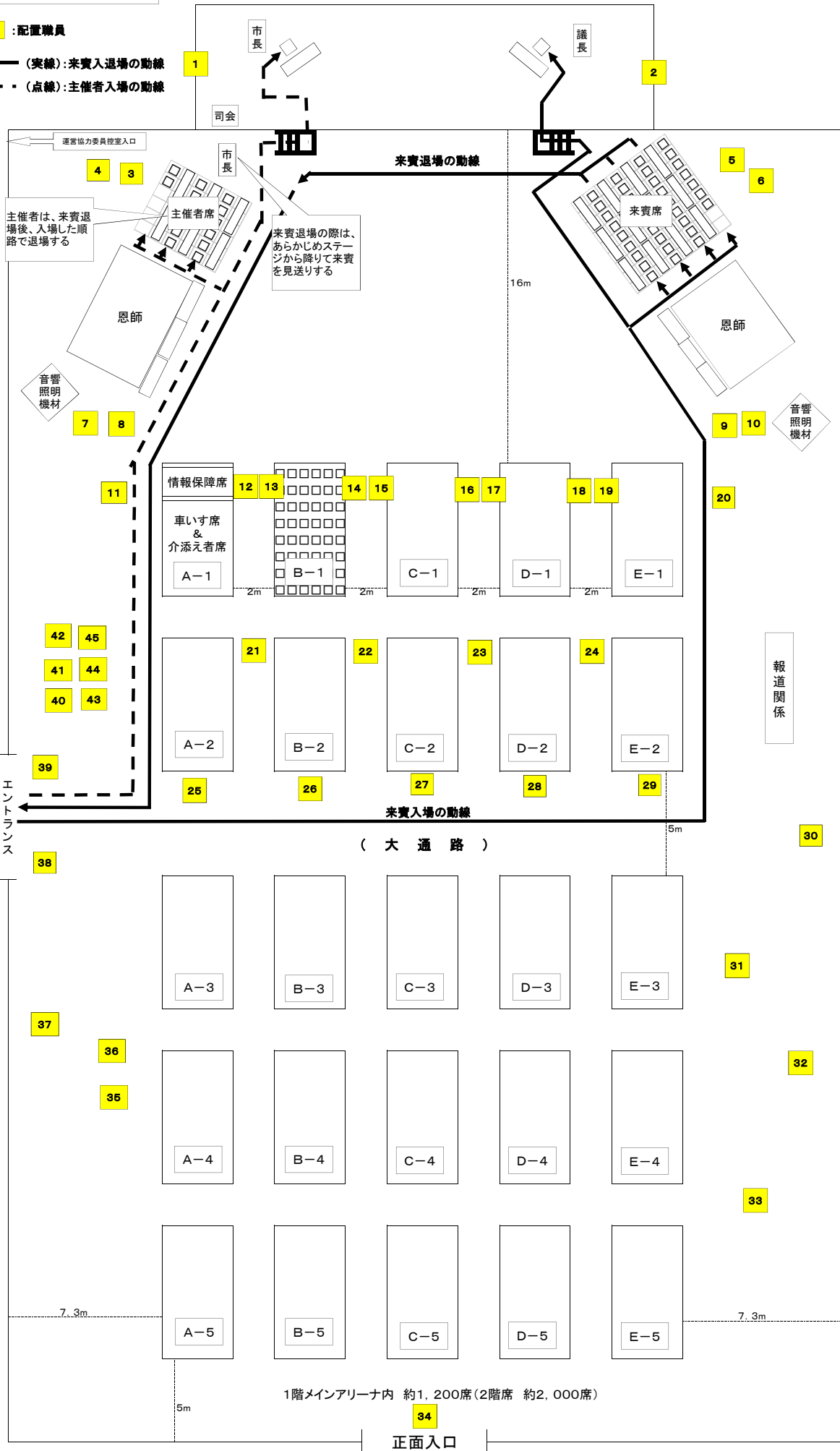
1階アリーナ内職員配置:45人

### 平成30年度「新成人のつどい」会場図

■ :配置職員

— (実線) :来賓入退場の動線

- - - (点線) :主催者入場の動線



# 2階レイアウト

## 式典

